

復興大臣 吉野 正芳 様

町域の大部分が帰還困難区域に指定されている

大熊町・双葉町の復興に向けた要望書

平成29年8月28日

福島県大熊町長 渡辺 利綱

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島第一原子力発電所の立地町である大熊・双葉両町は、町域の大部分が帰還困難区域に指定されておりますが、今般の福島復興再生特別措置法の改正で「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が制度化されたことにより、ようやく町の本格的な復興に着手できる環境整備がなされたと考えております。

つきましては、今般の原発事故によってもっとも深刻な被害を受けただけでなく、いまだ廃炉の見通しが立たない福島第一原子力発電所を抱え、さらには、福島の復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の判断で受け入れた両町の復興が決して置き去りにされることのないよう、以下の点について強く要望致します。

記

- 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、帰還困難区域の面的除染等の新たな枠組みによる復興事業に早期に着手できるよう、大熊・双葉両町の意向を最大限尊重し、早期に認定すること
- 「特定復興再生拠点区域」から計画的かつ段階的に取組みを進めるとしても、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、(中略)政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく(福島復興再生基本方針)」としたことを踏まえ、原子力政策を推進してきた国としての責任の下、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向け、必要な予算の継続的な確保を含め、確実に取り組むこと
- 復興事業を集中的に推進する「特定復興再生拠点区域」の外であっても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となって、時間軸を示しつつ、家屋解体・除草・伐木等の町土荒廃抑制対策を確実に実施すること
- 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定後、特に除染の実施後にあつては、二段階のゲートにより帰還困難区域への立入りが従前より手間になることのないよう、立入手続きの更なる簡素化を行うこと

(本件事務取扱)

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課 課長 幾橋

電話：0242-26-3844

住所：(会津若松出張所) 福島県会津若松市追手町2-4-1

(本庁舎) 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野6-3-4

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 網蔵

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖2-8